

1/22 経産

森林づくり公社解散へ

負債300億 負担減、3セク債活用

県は21日、約300億円に上る負債（3月末現在）を抱えた第3セクター「かながわ森林づくり公社」（開成町）を7月末に解散する考えを県議会環境農政常任委員会に示した。第3セク

ター等改革推進債を活用して、県民負担の軽減を図りたいとしている。

県によると、同公社は1968年、県の造林事業を引き継ぐために設立され、造林面積は県人工林の11%に当たる約3520万。しかし、木材価格の低迷などから負債が拡大した。

県は、同公社への貸付金178億円について、公社の所有林（約1・6億円）を譲り受け、相当額を差し引いて債権放棄する方針。日本政策金融公庫への92億円の借入金は、損失補償契約を結んでいる

県が3セク債を使って返済する。

廃棄物処理事業団14億円で民間落札

また、県と横浜、川崎市が出資し、3月末に解散する第3セクター「かながわ廃棄物処理事業団」について、20日の入札で、約14億6900万円が民間に落札されたことを明らかにした。同事業団は日本政策投資銀行から約34億5500万円の借入金が残っており、3自治体に損失補償契約があるため3セク債を使って返済する。3自治体が貸し付けた約24億3550万円は今後、債権放棄を検討するという。

1/22 経産

森林づくり公社などの解散

県、三セク債活用へ

県は「かながわ森林づくり公社」の解散に、国が自治体の財政健全化を目的として平成21年度に創設した地方債「第三セクター等改革推進債」（三セク債）を

活用する方針を固め、21日の県議会環境農政常任委員会調査会に報告した。

三セク債は、総務省が自治体の法人に対する損失補償を整理する目的で創設。

県は「かながわ森林づくり公社」の日本政策金融公庫からの債務約92億円（21年度末）について損失補償をしており、この処理に活用する。議会の議決が必要のため、2月の県議会第1回定例会に議案を提出する予定。解散は22年度前半とする方針で、三セク債活用に必要な清算計画の策定に向け準備を進める。

また、第三セクター「かながわ廃棄物処理事業団」についても、県は日本政策投資銀行からの債務約35億円の3分の1を損失補償しており、三セク債の活用を図る。

同事業団は、民間への事業譲渡に向けて今月20日に入札を実施し、約14億6900万円の最高価格で落札した事業者を優先交渉権者として決定。譲渡条件の交渉を行い、27日に譲渡先を決める。3月31日に事業団を解散、4月以降に破産手続きを開始する。